

みんなでささえる 国保会計



～ 国保への加入・脱退の届出についてお知らせします ～

■ 次のようなときは、14日以内に必ず役場の国保窓口へ届け出てください。

		こんなとき	必要なもの
国保に加入する方 もしくは すでに国保に加入している方	1	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	2	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	3	職場の健康保険などに入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印かん
	4	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	5	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	6	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	7	生活保護を開始するとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	8	65歳以上75歳未満で、一定の障がいがあり、申請により後期高齢者医療保険に加入するため、国保を喪失するとき	障害者手帳、印かん
	9	町内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	10	世帯主や氏名が変わったとき	
	11	世帯分離や世帯合併の届出をしたとき	
	12	保険証を失くしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(使えなくなった保険証や運転免許証、マイナンバーカードなど)、印かん
	13	修学のため、他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書など、印かん
ほかの健康保険に加入している方	1	職場の健康保険の資格が喪失したとき	職場の健康保険の喪失日がわかるもの、印かん
	2	職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の喪失日(被扶養者でなくなった日)がわかるもの、印かん
そのほか	1	生活保護が終了し、国保に加入するとき	保護廃止決定通知書、印かん
	2	退職後他の市区町村から転入し、国保に加入するとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	3	外国籍の方が国保に加入するとき	在留カード
	4	外国籍の方が国保を脱退するとき	在留カード、保険証

①国保の資格喪失後に、黒潮町国保の保険証を使って医療機関で受診した場合は、保険分の医療費を町に返還していただく場合があります。また返還分の医療費は、新たに加入した保険者へ請求することができます。

②75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療の対象となる方は、国保喪失の届出の必要はありません。

③届出が遅くなった場合でも、届出の日からではなく、前の保険の喪失日までさかのぼっての加入となるため、国保税の納付額が思った以上に高額になってしまうこともあります。国保への加入の届出は忘れずにお願いします。



○お問い合わせ・届出【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112